

令和5年10月13日		
資料提供		
担当	林業振興課	社会福法人太陽福社会
担当者	可部、長井	岡田 総務部長
電話（直通）	073-441-2964	0738-32-7086



と「建築物木材利用促進協定」を締結しました

和歌山県は、紀州材を用いた建築物の木造化・木質化を推進しています。

このたび、和歌山県と社会福祉法人太陽福社会^(※1)は、紀州材の積極的な活用における協力・連携により、2050年カーボンニュートラルの実現や山村地域の活性化等に貢献することを目的とした建築物木材利用促進協定^(※2)を締結しました。

1. 協定の概要

社会福祉法人太陽福社会は、施設整備等で紀州材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現に取り組む。

(1) 新たな施設整備や既存施設の改修時には、構造や内外装に紀州材を積極的に活用。

(2) 施設利用者や施設関係者等に対し、紀州材利用の意義について積極的に情報発信及び啓発活動を行う。

県はこれらの取り組みを支援。

2. 協定の締結日

令和5年10月12日

3. 協定期間

協定締結の日から令和9年度末（令和10年3月31日）まで



● 指定障害福祉サービス事業所「太陽作業所」での木製品づくり



● 紀州材を用いた木製品

※1 【社会福祉法人太陽福社会について】

和歌山県日高地方において障害福祉サービス事業所を中心に事業を展開し、地域の障害福祉事業に取り組む社会福祉法人。

※2 【建築物木材利用促進協定制度について】

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」（令和3年10月施行）に基づき、事業者が建築物における木材利用の促進に関する構想を実現するため、国又は地方公共団体と協定を締結できる。